

労働委員会を ご存じでしょうか？

都道府県労働委員会は、労使間のトラブルを解決するために、労働組合法によって各都道府県に設けられた行政機関です。

千葉県労働委員会の特徴

その1

公益委員（大学教授、弁護士など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社の役員など）の三者構成の専門家により構成されています。

その2

労働委員会では、労使双方の歩み寄りによるトラブル解決を促す「あっせん」を行っています。

あっせんでは、経験豊かな公労使委員が労使双方からお話を聞き、それぞれの立場を活かして双方が納得できる解決案を示すなど、トラブル解決に向けて親身で丁寧にサポートします。

その3

労働委員会のあっせん制度は無料で利用できます。

労働者の皆様へ

労使間のトラブルでお悩みの方 千葉県労働委員会が 解決をお手伝いします

相談の一例

- ✓ パワハラ
 - ✓ 退職勧奨
 - ✓ 解雇
 - ✓ 有給休暇
 - ✓ 手当
- など

労使関係の専門家が
無料で丁寧に
あっせんを行います



まずは
お問合せを

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県労働委員会は、賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間のトラブルについて、解決に向けたお手伝い（あっせん）を行っています。

お問合せ 千葉県労働委員会 TEL : 043-223-3735

職場環境が改善したケース (パワハラ)

